# クルクルごみ減量通信 第26年

## 「発火性危険物」の混入は火災につながります。

### O 発火性危険物ってなに?

A 発火性危険物とは、<u>充電式電池やスプレー缶等の発火の危険性があるごみの</u> ことをいいます。

対象は、次のものです。

- ●充電式電池(リチウムイオン電池、二カド電池、二ッケル水素電池)
- ●モバイルバッテリー
- ●加熱式たばこ(充電器含む)
- ●電子たばこ
- ●スプレー缶、カセットボンベ











### Q どうして分別しないといけないの?

- A 充電式電池等の発火性危険物を「燃えないごみ」として排出すると…
  - ①収集の際に、収集車の中で発火
  - ②施設で破砕する際、破砕の衝撃が原因で発火
  - ⇒<u>作業員の怪我や、収集車や施設の火災につながります。</u>









### O どのように出せばいいの?

A 市販の中身が見える透明な袋に入れて、発火性危険物の収集日(月1回) 朝8時までに、資源ごみ集積所に置かれるかごに入れてください。

※ スプレー缶・カセットボンベはそのまま出してください。

#### 【ご注意ください】

中身の入ったスプレー缶類は集積所では出せません。 リサイクルひろばクルクルへお持ち込みください。

担当:尾張旭市環境課ごみ減量係(TEL:0561-76-8135)